

4町に係る県保健所関連事務の市への委託について

H27.7.31 / 地域振興課

<基本方針>
 専門人材の確保を図るとともに、施設・資機材や業務の重複等による県・市の二重行政を避けるため、市が設置する保健所で県（4町）の保健所関連事務を一体的に処理できるよう県が市へ事務を委託し、連携実施する。

1 事務委託に当たっての基本的な考え方（案）

鳥取市が中核市移行に伴い、県から市へ事務移譲を予定しているもののうち、4町区域(住民)を対象として県が実施している以下の業務
 ①県東部福祉保健事務所及び東部生活環境事務所で実施している保健所及び同関連事務
 ②県本庁で実施している事務で、東部圏域全体での実施が望ましい事務
 ③住民サービス(窓口の一元化)の視点で、市(保健所)での一元実施が望ましい事務

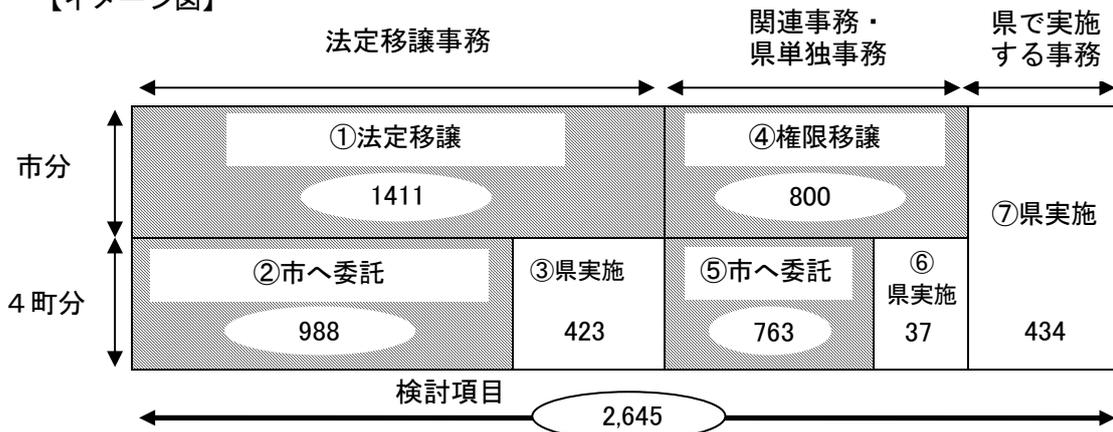
<参考1>委託予定事務項目数

【分野別移譲・委託項目数】

区分	移譲・委託事務項目数							計	県実施
	民生	保健衛生	環境	都市計画・建設	文教行政	その他			
<市分>									
県から市への移譲項目数	537	1,158	373	119	20	4	2,211 ①+④	434 ⑦	
法定移譲事務	461	635	207	84	20	4	1,411	0	
県単独事務	9	121	101	0	0	0	231	30	
関連事務	67	402	65	35	0	0	569	404	
<4町分>									
委託予定事務項目数	225	1,158	364	0	0	4	1,751 ②+⑤	894 ③+⑥+⑦	
法定移譲事務	149	635	200	0	0	4	988	423	
県単独事務	9	121	99	0	0	0	229	32	
関連事務	67	402	65	0	0	0	534	439	

※法令等の条項数により項目数を整理したもの。
 ※H27.7.31 現在で県・市の事務レベルでの調整を行った項目数であり、今後の法改正や県（4町）・市で検討を進める中で変更することがある。
 ※網かけ部分は、あり方検討会後に追記した内数。

【イメージ図】



＜参考2＞主な委託事務（参考1のイメージ図の②と⑤）

- ・感染症対策（新型インフルエンザ等の拡大防止、血液検査等）
- ・難病の相談・医療費支給等
- ・精神保健（相談指導・医療施設紹介、措置入院決定、精神障害者保健福祉手帳の交付等）
- ・狂犬病の予防対策、犬や猫、負傷動物等の収容
- ・食品衛生施設（飲食店等）、環境衛生関係施設（理・美容所等）の監視・許可・検査等
- ・大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に係る許可・届出の受理等
- ・身体障害者に対する書面での証明交付

＜参考3＞県から市へ移譲する事務のうち、4町に係る県事務を市へ委託せず、引き続き県が実施する事務（参考1のイメージ図の③と⑥）

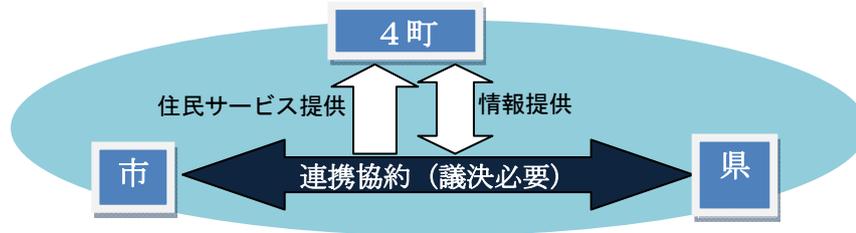
- ・基準制定（条例制定）事務（生活保護法、社会福祉法、介護保険法ほか）
- ・母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、償還
- ・生活保護法、社会福祉法等に係る事務（保護施設の設置、審議会の設置等）
- ・鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例事務のうち指針の策定 等

2 中核市移行に伴う住民サービス維持・向上の取組（案）

（現行の業務水準を担保する仕組み）

1 県・市間の連携協約をふまえた県業務（4町の住民サービス提供）の委託

- 現在県が実施している住民サービスと同水準・同程度のサービス提供を市が4町分も併せて実施する旨の包括的な協約を締結



2 委託事務の実施状況・実績報告における確認（委託契約書に規定）

- 事務の執行状況等に疑義が生じた場合等の対応（随時対応）
業務の実施状況・実施方法等について、期限を定めて調査し報告を求めること等を明記
- 実績報告・報告後の検査の実施
 - ・業務により町別の処理件数や処理状況の報告も検討
 - ・必要に応じ、実地検査（申請書類・許可等との照合など）を実施
- 業務実施状況の公開（県HPで公開）
現在の県の業務実施状況（県の監査調査）と同水準・内容の情報を県HPで公開

3 県庁内に担当窓口を設置

- 委託事務を統轄する総括窓口及び体制を県本庁内に設置

4 県・市・4町による連携会議の開催（H30.4以降、定期的で開催）

- 委託事務の円滑な実施に向け、県・市・4町による連携会議を開催

〔参考〕「連携協約」とは

連携協約は、普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度である。

連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようにならなければならない。連携協約に基づき、事務の委託等により事務の共同処理を行う場合は、それぞれの事務の共同処理制度の規定に基づき規約を定める必要がある。

連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることができる。

＜出典：総務省HP 広域行政 共同処理制度の概要より抜粋＞